

事業の再構築に挑戦する皆様へ

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

企業の思い切った事業再構築を支援

中小企業等事業再構築促進事業

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します！

対象

1. 申請前の直近6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
2. 事業計画を認定支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

中小企業

- ✓ 通常枠 補助額 100万円～6,000万円 補助率 2 / 3
- ✓ 卒業枠* 補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2 / 3

* 事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

※ 中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。

中堅企業

- ✓ 通常枠 補助額 100万円～8,000万円
補助率 1 / 2 (4,000万円超は 1 / 3)
- ✓ グローバルV字回復枠** 補助額 8,000万円超～1億円
補助率 1 / 2

** 以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

- ①直前6カ月間のうち任意の3カ月の合計売上高がコロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
- ②補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。
- ③グローバル展開を果たす事業であること。

経営資源集約化税制、設備投資促進税制

(1) 経営資源の集約化に資する税制 (新設)

- ①M&A実施後のリスクに備える準備金、②設備投資減税、③雇用確保を促す税制の3つの措置をセットで適用

(2) 様々な設備投資を促す税制 (生産性向上、DX、地域経済牽引) (延長等)

「中小企業経営強化税制」は、延長 (10%税額控除等)

「中小企業投資促進税制」は、「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」と統合した上で延長 (7%税額控除等)

「地域未来投資促進税制」は、サプライチェーン強靱化の類型を追加した上で延長

(最大5%税額控除等)

令和2年度3次補正予算案・令和3年度税制改正において措置予定

(上記予算案・税制改正成立を前提としており、今後内容が変更等される場合があります。)

中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

小売業

衣服販売業を営んでいたところ、コロナの影響で客足が減り、売上が減少

➡ 店舗での営業規模を縮小し、
ネット販売事業やサブスクサービス事業に業態を転換。

補助経費の例：店舗縮小にかかる店舗改修の費用、
新規オンラインサービス導入にかかるシステム構築の費用など

製造業

航空機部品を製造していたところ、コロナの影響で需要が減少

➡ 当該事業の圧縮・関連設備の廃棄等を行い、
ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

補助経費の例：事業圧縮にかかる設備撤去の費用、新規事業に従事する従業員への教育のための研修費用など

飲食業

レストラン経営をしていたところ、コロナの影響で客足が減り、売上が減少

➡ 店舗での営業を廃止。オンライン専用の注文サービスを
新たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応。

補助経費の例：店舗縮小にかかる建物改修の費用、
新規サービスにかかる機器導入費や広告宣伝のための費用など

経営資源集約化税制、設備投資促進税制

経営資源の集約化に資する税制（創設）

- 生産性向上等を目指す計画に基づくM&Aを実施した場合、以下の3つの措置をセットで適用。

① 準備金の積立（リスクの軽減）

M&A実施後に発生し得るリスク（簿外債務等）に備えるため、据置期間付（5年間）の準備金を措置。
M&A実施時に、**投資額の70%以下の金額を損金算入**。

② M&Aの効果を高める設備投資減税

投資額の**10%を税額控除** 又は **全額即時償却**。

※資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

③ 雇用確保を促す税制

M&Aに伴って行われる労働移転等によって、給与等支給額を対前年比で2.5%以上引き上げた場合、**給与等支給額の増加額の25%を税額控除**。（1.5%以上の引上げは15%の税額控除）

様々な設備投資を促す税制（延長等）

生産性向上、DX（「中小企業経営強化税制」、「中小企業投資促進税制」）

| 設備の種類 (価額要件) | 機械装置 (160万円以上) | ソフトウェア (70万円以上) | 器具備品・工具 (30万円以上) | 建物附属設備 (60万円以上) |
|-----------------|--|--------------------|--------------------------------|--------------------|
| 支援措置 | 【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10%（※7%）※計画認定手続を柔軟化 | | | |
| | 【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7%（※30%特別償却のみ適用） ※不動産業、商店街振興組合等の業種を追加 | | 統合【商業・サービス業・農林水産業活性化税制】 | |

☑ を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要

※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

※事業再構築促進事業については、公募開始時期や対象業種は未定です。
また、申請にはjGrants（電子申請システム）での受付を予定しております。
gBizIDプライムアカウントの発行に2～3週間要する場合がありますので、補助金の申請を考えておられる方は事前のID取得をお勧めします。※認定支援機関は、以下の中企庁HPに記載の「経営革新等支援機関認定一覧」をご覧ください。
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kan.htm>

お問合わせ先
中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課
03-3501-1816
中小企業庁 事業環境部 財務課
03-3501-5803

生産性向上を目指す皆様へ

新型コロナウイルスの影響が長期化する中、感染拡大を抑えながら

生産性の向上を図る企業を応援

中小企業生産性革命推進事業

感染対策と経済活動の両立に資する設備導入や販路開拓への投資、テレワーク等に対応したITツールの導入等を支援するため、「特別枠」を新特別枠「低感染リスク型ビジネス枠」に改編します！
(現行の特別枠は令和2年12月で募集終了)

✓ ものづくり補助金

通常枠 補助上限1,000万円、補助率1/2 (小規模2/3)
低感染リスク型ビジネス枠* 補助上限1,000万円、補助率2/3
* 対人接触機会の減少に資する製品開発や設備投資、システム構築等

✓ 持続化補助金

通常枠 補助上限50万円、補助率2/3
低感染リスク型ビジネス枠** 補助上限100万円、補助率3/4
** ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等

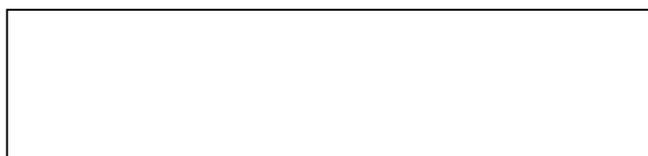
✓ IT導入補助金

通常枠 補助上限450万円、補助率1/2
低感染リスク型ビジネス枠*** 補助上限450万円(※)、補助率2/3
※テレワーク対応類型は150万円
*** 複数の業務工程を広範囲に非対面化する業務形態の転換が可能なITツールの導入や、テレワークを行うため、複数の業務工程にクラウド対応したITツールを導入する取組

様々な設備投資を促す税制

- ✓ **生産性向上、DX** 中小企業経営強化税制(10%税額控除等)、中小企業投資促進税制(7%税額控除等)を延長
- ✓ **地域経済を牽引する企業** 地域未来投資促進税制を延長(最大5%税額控除等)

令和2年度3次補正予算案・令和3年度税制改正において措置予定
(上記予算案・税制改正成立を前提としており、今後内容が変更等される場合があります。)



中小企業生産性革命推進事業の活用イメージ

ものづくり補助金

通常枠

- ・複数形状の餃子を製造可能な餃子全自動製造機を開発。
- ・「食べられるクッキー生地のコピーカップ」の製造機械を新たに導入。

低感染リスクビジネス枠

AI・IoT等の技術を活用した遠隔操作や自動制御等の機能を有する製品開発（部品開発を含む）、オンラインビジネスへの転換。

担当課：中小企業庁 技術・経営革新課（03-3501-1816）

持続化補助金

通常枠

- ・宿泊・飲食事業等を行う旅館にて、外国語版Webサイトや営業ツールを作成。
- ・飲食業がそば粉の前処理の安定化、時間短縮化を図るため、そば粉の製粉に使用する機械を一新。

低感染リスクビジネス枠

- ・飲食業が、大部屋を個室にするための間仕切りの設置を行い、予約制とするためのシステムを導入。
- ・旅館業が宿泊者のみに提供していた料理をテイクアウト可能にするための商品開発を実施。
※感染リスクの低下に結び付かない取組や単なる周知・広報のためのHP作成等は通常枠のみで対象となる。

担当課：中小企業庁 小規模企業振興課（03-3501-2036）

IT導入補助金

通常枠

- ・経理業務を効率化するため、インボイス制度に対応した会計ソフトを導入。
- ・労働基準に関する制度に対応した労務管理を効率的に行うため、勤怠管理ツールを導入。

低感染リスクビジネス枠

医師や患者の間での、予約管理、診療、決済業務を全て非対面で行えるような「予約管理ツール」、「遠隔診察・診療ツール」、「オンライン決済ツール」の同時導入。

担当課：商務・情報サービスG サービス政策課（03-3580-3922）

税制

① <生産性・DX> 中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制

| 設備の種類 (価額要件) | 機械装置 (160万円以上) | ソフトウェア (70万円以上) | 器具備品・工具 (30万円以上) | 建物附属設備 (60万円以上) |
|-----------------|--|--------------------|---------------------|--------------------|
| 支援措置 国 税 | 【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10%（※7%） <計画認定手続を柔軟化> | | | |
| | 【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7% （※30%特別償却のみ適用） ※不動産業、商店街振興組合等の業種を追加 | | | |

☒ を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要 ※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

② <地域経済を牽引する企業向け> 地域未来投資促進税制

- 地域活性化に貢献する事業について、建物・機械等を新設・増設した場合、**特別償却又は税額控除**を適用。
- 先進性の要件を客観化・明確化するとともに、**サプライチェーン強化の類型**を追加。

| 対象設備 | 特別償却 | 税額控除 |
|-------------|------|------|
| 機械装置・器具備品 | 40% | 4% |
| 上乗せ要件を満たす場合 | 50% | 5% |
| 建物・附属設備・構築物 | 20% | 2% |

担当課：①中小企業庁 財務課（03-3501-5803）

②地域経済産業G地域企業高度化推進課（03-3501-0645）

お問合せ先

現行の「中小企業生産性革命推進事業（特別枠）」については、
中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイトをご覧ください。

<https://seisansei.smrj.go.jp/>



魅力発信をお考えの商店街等の皆様へ

周辺地域で暮らす消費者や生産者が
「地元」や「商店街」の良さを再認識するためのイベントを応援します！

Go To 商店街事業

消費者や生産者との接点を持つ「商店街」が、
「地元」の良さを発信や、地域社会の価値を見直すきっかけとなる取組
を行い、商店街の活性化を支援します！

対象

商店街等（中小小売業・サービス業のグループ等）

※商店街、飲食店街、温泉組合 等

対象となるイベント等

- 消費者や生産者が、**地元や商店街の良さを再認識するきっかけとなるような商店街イベント等の実施**（オンラインを活用したイベント実施も含む）
- 地域の良さを再発見を促すような**新たな商材の開発やプロモーションの製作**

上限額

- ① 1者による単独申請
1 申請当たり**300万円上限（200万円まで定額支援）**
- ② 2者連携による申請
1 申請当たり**700万円上限（300万円まで定額支援）**
- ③ 3者以上の連携による申請
1 申請当たり**950万円上限（500万円まで定額支援）**

※定額を超えた額については、商店街等が1 / 2を自己負担となります。

令和2年度3次補正予算案において措置予定

（上記予算案成立を前提としており、今後内容が変更等される場合があります。）

イベント等の例

- ✓ 地域に住んでいる園児の親からのアイデアに耳を傾け、**子どもたちのための思い出づくりイベントを実施**。イベントを通じて商店街等への愛着を生み出し、日常的な商店街への来訪・利用につなげる。



- ✓ 各店が講師となり、それぞれの専門知識やこだわりの技術を伝える「まちゼミ」を、少人数またはオンラインで開催。まちゼミを通じて、買い物客とのコミュニケーションを図り、知る機会を提供するとともに各店の特徴をアピール！



- ✓ 地域に住んでいるアーティストの方々に力を借りて、商店街を題材にした**アート展を実施**。店舗で販売している商品をオブジェにしたアート、店舗の窓ガラスに地元の風景を描くアートなど、地域の良さや商店街の良さをアートという形で発信していき、**地域住民と商店街との絆を深める**。

- ✓ 地域に伝わる民話や七不思議などをテーマに、**空き店舗を活用したお化け屋敷を設置**。お化け屋敷自体への入場は無料とし、入場するには商店街での買い物商品や、地域に関する「合言葉」を必要とする。怖い体験をしながらも、**地域への興味喚起を図る**ことを目的としている。

お問合せ先

中小企業庁 経営支援部 商業課
03-3501-1929